

■第8回地域審議会の日時・場所（予定）

審議会名	日 時	会 場
西条地区 地域審議会	8月18日(月) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
丹原地区 地域審議会	8月22日(金) 10時	丹原総合支所 3階第31会議室
小松地区 地域審議会	8月22日(金) 13時30分	小松総合支所 2階ホール
東予地区 地域審議会	8月25日(月) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室

地域審議会を開催します

地域審議会は、新市建設計画の変更点や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。

今回は第8回目、左表の日程で開催する予定です。傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。

■問合せ

○市庁舎本館企画課

地域振興・行革推進係

TEL 0897-5211380

○各総合支所総務課

総務調整係

消防水利の付近には絶対に
駐車をしないでください

消防水利の付近に駐車したり、物やごみを放置したりしている所が見受けられます。

このような状況で万一火災が発生すると、消防活動に大変支障となりますので、絶対に消防水利の付近に駐車したり、物やごみを置いたりしないでください。

■消防水利付近は駐車禁止

消防水利から5m以内は、道路交通法で駐車が禁止されています。

今年10月1日から障害者に対するNHK受信料の免除基準が変わります

新しい免除基準の申請受付を8月1日(金)から行いますので、該当する世帯の方（既に免除を受けている方を除く）は、申請をしてください。

■新しい免除基準

○全額免除となる世帯

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを有する障害者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の世帯。

携帯電話・IP電話等からの119番通報

発信地通知システムの運用を
8月1日(金)から開始します

発信地通知システムは、携帯電話・IP電話などから「119番通報」があった場合、音声と併せて通報者の発信位置に関する情報が電話事業者から自動的に消防本部に送られ、通信指令室のモニターに通報者の位置が地図上に表示されるシステムです。

位置情報を迅速に把握することで、早期の消火・救急・救助活動に役立つようになります。

■対象となる電話、通知される位置情報の内容

高速データ通信が可能な第3世代携帯電話、IP電話（050で電話番号が始まるサービスを除く）が対象となります。

携帯電話からの通報は、GPS機能の有無などで特定できる場所の範囲が異なります。IP電話からの通報は、契約者の住所・氏名が通知されます。

■注意事項

- 位置情報が十分に確認できないことがあるため、口頭で住所や目標物などをお伝えください。
- 184番（非通知）を付加して119番通報を行うと、位置情報は消防本部に通知されません。ただし、人の生命・身体などに差し迫った危険があると認められ、通報内容から直ちに位置情報を知ることができないと判断したときには、位置情報を取得することがあります。

■問合せ 消防本部通信指令課 TEL0897-55-0119

※119番は緊急通報専用電話です。お問い合わせには使用しないでください。

○半額免除となる世帯

世帯主が次のいずれかに該当する世帯。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者手帳1級または2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。

■申請に必要なもの

免除基準に該当する手帳、印鑑、NHKのお客様番号が分かるもの（領収書など）

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL 0897-5211214

○各総合支所市民福祉課
福祉係

犬を飼うには
飼い主のマナーが大切です

●犬のふんは飼い主が責任を持って処理しましょう！

犬がしたふんは放置しないで持ち帰りましょう。毎日、自宅周辺にふんを残される人の迷惑を考えましょう。

●放し飼いをしない！

犬の放し飼いは禁止されています。昼夜を問わず、つないで飼うか、ペットケージの中で飼いましょう。

●吠え続けないように「しつけ」よう！

吠え続ける犬の鳴き声は飼い主の想像以上にうるさく、近隣に迷惑をかけている場合があります。吠え続ける原因を解消し、吠え続けないようにしつけましょう。

●捨てない！

犬を捨てることは野犬を増やす原因となります。やむを得ず飼育ができない場合は、新しい飼い主を探しましょう。

どうしても見つからないときは、市庁舎別館衛生課、各総合支所市民福祉課へご相談ください。